

消費生活

No. 91

平成22年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

特集

- 消費者保護のための
「特定商取引法」と「割賦販売法」
が一部改正されました
- 第37回成田市消費生活展を開催します
- 消費生活モニターになりませんか

12/15(火)保健福祉館で
「第2回消費者講座」を開催



リフォームに関する疑問にアドバイス



換気扇を付けて逆に床下の通気が悪くなることも



意味のない耐震リフォーム工事に注意

「住宅リフォーム虎の巻」をテーマに、NPO法人建築Gメンの会より川口晴保さんを講師に迎えて、リフォームのトラブルにあわないための対処法についてお話をいただきました。

実際に起きたトラブルの例についても紹介され、参加者からは「一般人ではリフォームの内容がよく理解できないので、悪質なリフォームをされても気づきにくいと思います。契約するときには、その場で契約せずに家族や友人に相談するようにします。」などの感想が寄せられ、トラブルに巻き込まれないための心得を学習しました。(右の2枚の写真は、講座内で紹介されたものです。)

消費者保護のための「特定商取引法」と「

訪問販売や通信販売など特定の取引を規制する「特定商取引法」とクレジット契約に関する「割賦販売法」の改正法が

特定商取引法改正の主なポイント

● 適用範囲の拡大

訪問販売・通信販売・電話勧誘販売の「指定商品・指定役務制」を廃止

これまでの指定商品・指定役務制が廃止され、原則としてすべての商品・役務が規制対象になりました。

(規制の対象にならない例)

☆他の法律で消費者保護措置があるもの

金融取引、通信、放送、運輸、宅地建物取引など

☆クーリング・オフなどの適用除外

- 路上の呼び込みでの飲食店の飲食、マッサージ、カラオケボックスなど

- 乗用自動車、自動車リース、電気・ガス(都市ガス)の供給、葬式、3,000円

未満の現金取引、化粧品など指定消耗品の使用・消費したものなど



● 訪問販売の規制強化

再勧誘の禁止

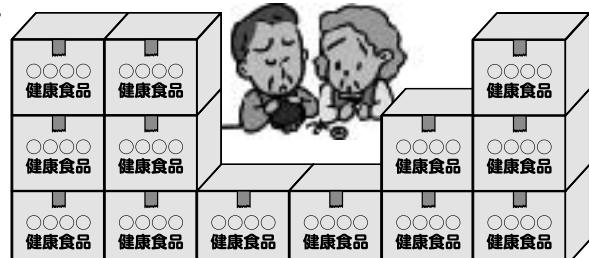
訪問販売業者に対し、消費者が勧誘を受ける意思があるかどうかを確認することを努力義務としました。また、消費者が「お断りします」「いりません」と「契約を締結しない意思表示」をした場合には、契約の勧誘をすることが禁止されました。

過量販売の規制

訪問販売では、「消費者の日常生活において通常必要とされる量を著しく超える」商品などを契約した場合は、契約後1年間は原則として契約を解除することができることになりました。
※ただし、消費者にその契約を結ぶ特別な事情があった場合を除く。

* 過量販売の3パターン

- ① 1回の取引で過量になる販売
- ② 今回の取引で過量になると知りながら販売
- ③ すでに過量になっていると知りながら販売



● 通信販売の返品制度

通信販売にはクーリング・オフ制度はありませんが、返品特約を明記することが義務づけられていました。しかし、ネット通販を中心に返品トラブルが多発していることから、今回の改正では、返品の可否や条件などを広告に表示していない場合には、商品が届いてから8日間、送料を消費者負担で返品(契約の解除)ができるようになりました。

「割賦販売法」が一部改正されました



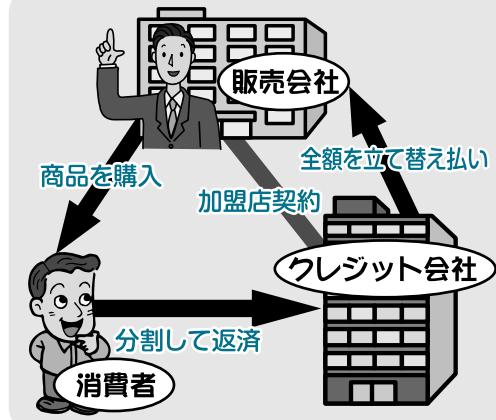
2009年12月1日施行されました。それにより、悪質な訪問販売などの被害から消費者を守る規制が強化されました。
(2009年12月1日以後に締結された契約に適用)

割賦販売法改正のポイント

● クレジット契約の規制強化

- 2ヶ月を超えて支払う取引を規制対象に
※マンスリークリア方式(翌月一括払い)は適用されません。
- クレジット業者に消費者の支払能力調査を義務付け、支払能力を超える与信(過剰与信)を禁止しました。
- 訪問販売、電話勧誘販売などで虚偽の説明により契約を取消しできるときは、個別クレジット契約も一緒に解約できます。また、訪問販売で「過量販売」を理由に契約を解除できるときにも、同様に一緒に解約できます。
この場合、購入者がクレジット会社に対して、すでに支払ったお金(既払い金)の返還請求もできるようになりました。

クレジット契約のしくみ



事例1

- Q 一人暮らしの高齢の母が、訪問販売で同じ業者から布団を何組も大量にクレジットで購入。久しぶりに訪問した娘が気付いたのですが、すでにクーリング・オフ期間は過ぎています。解約できないでしょうか。
- A 解約できる可能性があります。改正法では2009年12月1日以降の契約で訪問販売の過量販売と判断された契約であれば、契約後1年間は契約を解除することができ、クレジット会社に支払ったお金も返してもらえるようになりました。

事例2

- Q ネット通販でTシャツの購入申し込みをしたところ、届いたらイメージと違っていました。返品したいのに、画面には返品について何も表示がありません。返品できますか。
- A 通信販売で2009年12月1日以降の契約からは、広告に返品制度についての表示がない場合は、商品を受け取ってから8日間は送料消費者負担で返品することができるようになりました。

事例3

- Q 自宅に来た訪問販売業者には、「今は忙しいので後にしてほしい。」と言って、帰ってもらっているのですが。
- A これは「契約を締結しない意思表示」といえません。自分にとって必要な商品ならば、「お断りします」などときっぱり断りましょう。

第37回 成田市消費生活展

「新しい消費者時代～私たちが主役です～」

消費者の暮らしのヒントになる手だてや
情報がいっぱいの消費生活展。
ぜひ会場にお越しください。



日 時 平成22年2月27日(土)・28日(日)
午前10時～午後4時

会 場 ボンベルタ百貨店 本館4階催事場
(成田市赤坂2-1-10)

主 催:成田市

協 賛:株ボンベルタ・千葉県計量検定所・千葉県計量協会・東京電力株成田支社・千葉ガス株成田支社・(社)千葉県LPG協会印旛支部成田地区会・生活協同組合ちばコープ・(財)関東電気保安協会・アグリライフなりた・NPOせっけんの街・ゴミと暮らしを考える会・成田ケーブルテレビ株・(社)成田市観光協会・なりた環境ネットワーク・成田市資源回収協同組合・成田市消費者友の会(順不同)

「成田市消費生活モニター」になりませんか

成田市では、平成22年度「成田市消費生活モニター」を募集します。消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換を中心としたモニターアクション(月1回程度予定)や研修会、各種イベントに出席し、賢い消費者を目指します。また、そこで得た知識や情報を消費者(市民)に向けて広く啓発していきます。

- ◆募集人員 20名以内(選考あり)
- ◆申込期限 2月26日(金)
- ◆所定の申込書に必要事項を記入の上、成田市役所商工課に直接提出してください。
(申込書および募集要項を希望される方は、商工課(電話:20-1622)までご連絡ください。)

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(土・日、祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

●成田市消費生活センター(市役所2階) ☎23-1161 ●